

**科学研究費補助金において当面講ずべき施策の方向性について**  
**(研究費部会「審議のまとめ(その1)」)**  
**－ 概 要 －**

## I 基本的考え方

### 1 学術研究助成に関する基本的考え方

#### (1) 基盤的経費と競争的資金の役割とそのバランスの在り方

- 我が国の大学や大学共同利用機関においては、日常的な教育研究活動を支える基盤的経費と、優れた研究を優先的・重点的に助成するための競争的資金との二本立て(デュアルサポートシステム)により教育研究体制を構築。
- 基盤的経費により教育研究環境が確実に整備されてこそ、競争的資金が活かされ、その研究活動が担保。
- 高等教育関係予算の総枠を拡大する中で、基盤的経費を確実に措置するとともに、競争的資金の拡充を図ることが必要。

#### (2) 学術研究を助成する科研費とその他の競争的資金の意義、役割に関する基本的考え方

- 科研費と他の政策課題対応型の競争的資金との違いが明確になるよう制度的な改善を図りつつ、その充実を図ることが必要。
- 研究者の自由な発想に基づいて応募された研究課題及び計画をピア・レビューにより審査の上、採択し支援していくのが科研費の役割。
- 他の資金との連携強化により、萌芽的・基礎的段階から応用・実用化段階まで研究の発展に応じてシームレスな支援を行うことが必要。

### 2 科学研究費補助金の拡充に関する基本的考え方

- 科研費の拡充に当たっては、以下の基本的考え方に基づいて取組を進めることが適当。
  - ・ 基盤的な研究種目における採択率の向上と学術研究の裾野の拡大  
私立大学や地方国公立大学も含めて学術研究活動の裾野の拡大を図り、人文社会系等の研究にも配慮するため、「基盤研究」の新規採択率30%以上を目標として予算の拡充を図るとともに、「基盤研究」の研究期間の延伸及び「基盤研究(S)」を充実。
  - ・ 間接経費の30%措置  
若手研究者向け研究種目等から順次、早急に全ての研究種目に間接経費を30%措置。
  - ・ 次世代を担う若手研究者への配慮  
次世代を担う若手研究者への支援を充実するため、今後とも若手研究者を対象とした研究種目における予算を拡充。

- ・ 異分野連携、新興・融合領域の形成や挑戦的研究への支援  
異分野連携、新興・融合領域の形成を支援するとともに、挑戦的研究等に対する支援を行うための審査の在り方等について検討。
- ・ 審査・評価システムの改善  
審査の国際性、研究者へのフィードバックにも配慮した審査システムや、優れた研究活動を継続的にサポートするための評価システムを改善。
- ・ 科研費の効率的な配分・効果的な使用、不正使用等の防止  
科研費の効率的な配分・効果的な使用のため、平成20年より稼動予定の「府省共通研究開発管理システム」の活用や繰越の円滑化を推進するとともに、不正使用等の防止のため、機関管理体制を徹底。

## II 科研費において当面講ずべき制度改善方策

第3期科学技術基本計画等の方針を踏まえ、平成20年度に向けて、科研費においては、以下の方向性で制度の改善を講じることが必要。

### 1 研究種目の見直しによる異分野連携、新興・融合領域の形成や挑戦的研究への支援

- 従来の「特定領域研究」と「学術創成研究費」を発展的に見直し、新興・融合領域や異分野連携などの意欲的な研究を推進することにより、革新的な学術研究の発展を促すことを目的とする研究種目として、「新学術領域研究（仮称）」を新設。
- 新研究種目には、従来の「特定領域研究」のメリットを活かした「研究領域提案型」と、課題単位で従来の細目の範疇に収まらない挑戦的な研究提案を支援する「研究課題提案型」の区分を設定。
- 「特定領域研究」及び「学術創成研究費」については、新規募集を停止。

### 2 研究分担者の在り方の見直し

- 「研究分担者」の定義を明確化し、原則として分担金の配分を受け、研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者として位置付け。

### 3 評価の充実、及び評価結果を踏まえた支援の在り方

- 原則として、全ての研究種目において、3年目に自己点検による中間評価を実施し、評価結果をインターネットで公開（中間評価の充実と効率化）。
- 大型研究種目において、中間・事後評価を統一し、研究期間の最終年度の前年度に課題評価を実施するとともに、評価結果を次の審査に活かす仕組みの導入（評価結果の反映）。
- 「特別推進研究」について、試行的に研究成果等に関する追跡調査を実施（追跡調査の実施）。

#### 4 科研費の研究成果のとりまとめ、及び社会に還元していくための方策

- 科研費により支援した研究成果のとりまとめ及び周知を効果的に行う以下の方策を講じることが必要。
  - ・ 「科研費ニュースレター」の発行
  - ・ 成果公開シンポジウムの開催
  - ・ 追跡調査・評価による研究成果の検証（特別推進研究）
  - ・ 国立国会図書館関西館に冊子で納付している「研究成果報告書」をインターネット上での公開に変更
  - ・ 配分結果公表時における詳細なデータの公表
- 「研究成果公開発表（A）」については、廃止することが適当。

#### 5 その他

- 学術振興施策の検討に資するために緊急に実施することが必要な調査研究で、審議会で必要性が認められたものは、科研費の「特別研究促進費」において支援するとともに、その結果を適切に活用することが重要。